

## 公益財団法人長岡市スポーツ協会 創立100周年ロゴマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「公益財団法人長岡市スポーツ協会（以下「本会」という。）創立100周年ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに対し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の目的)

第2条 ロゴマークの適正な使用を通じて、本会創立100周年及び創立100周年記念事業の効果的かつ適正な広報PRを図ることを目的とする。

(ロゴマーク)

第3条 この要領におけるロゴマークは、別記のとおりとする。

(使用の条件)

第4条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に該当し、又は該当する恐れがあることをしてはならない。

- (1) 前2条に定める目的に反する使用をすること。
- (2) 本会の品位若しくは信用を傷つけ、又はイメージを損なうこと。
- (3) 商標権その他のロゴマークを独占的に使用する権利等を設定すること。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体等を当会が支援し、又は公認しているとの誤解を与えること。
- (5) 暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に使用させようとする事。
- (6) 法令又は公序良俗に反する使用をすること。
- (7) 事業者等の営利又は宣伝のみを目的として使用をすること。
- (8) 前各号に定めることのほか、当会が不相当と認める使用をすること。

(使用の届出等)

第5条 使用者は、使用届（別記様式）を提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合は、同項の届出を要することなく使用することができる。

- (1) 本会が使用する場合
- (2) 本会が共催、後援する事業、大会等において、その主催団体が使用する場合
- (3) 報道機関が報道の目的で使用する場合
- (4) 個人が、SNS、ブログその他の個人利用の範囲内で使用する場合
- (5) その他、本会が相当と認める場合

(使用期間)

第6条 ロゴマークを使用できる期間は、届け出た日から、原則として令和9年3月31日までとする。ただし、使用の届出において、それ以前の期限を付して届出があった場合には、当該届出期間の中で使用できるものとする。

(権利の譲渡の禁止)

第7条 使用者は、ロゴマークの使用と届け出たことによって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色、形等を正しく使用することとし、本来の意匠との同一性を損なわないこと。
- (2) 第5条第1項の届出書の内容に限って使用すること。
- (3) 本会が必要に応じて行う照会（使用状況が分かる印刷物、物品、写真、電子ファイル等の提供を含む）に応じること。

(使用料)

第9条 ロゴマークの使用料は、無償とする。

(使用者の違反等に対する取扱い)

第10条 本会は、使用者がこの要領に違反したときは、ロゴマークの使用に係る必要な改善指導・要求、警告又はその使用の中止を求めることができる。この場合において、使用者は改善の指導に従わなければならない。

- 2 本会は、前項の使用によっても使用者における改善が見られない場合は、使用を差し止め、使用者に対し、ロゴマークを使用した物品等の回収等の措置を請求することができる。この場合において、使用者に損害が生じても、本会は、その責めを負わないものとする。
- 3 前各号の規定により、本会に損害又は損失が発生したときは、違反した使用者はその費用を負担しなければならない。

(責任の制限等)

第11条 使用者が、ロゴマークの使用によって第三者との間で紛争が生じた場合は、速やかに自己の責任と費用負担において解決するものとし、本会は一切の責任を負わないものとする。

- 2 ロゴマークを使用した物品等の安全性、品質等については、すべて使用者が責任を負い、本会は一切の責任を負わないものとする。
- 3 使用者がロゴマークの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合、本会は損害賠償、損害補償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関する必要な事項は、本会の会長が別に定める。

附則

この要領は令和8年4月1日から施行する。